

「水泳研修」実施要領

事前打ち合わせあり

(ライフジャケットを着用した)

国立江田島青少年交流の家

1 内容

瀬戸内海の広島湾に開けた自然豊かな水泳場で、ライフジャケットを着用した水泳研修ができる。

2 ねらい

- ・自然に触れ合いながら、楽しく水辺で活動する。
- ・水辺の活動において「自分の命は自分で守る（セルフレスキュー）」について知る。

3 対象者

小学校第4学年以上とする。
ただし、保護者又は引率者と組んで活動する場合は小学校第3学年以下でも可能。

4 人数

最大100人（研修生9人以下は実施不可）
※カヌーとの併用は不可

5 体験活動費、時間、場所

(1) 体験活動費

水泳をするもの1人当たり1回 200円

ただし、引率者や見学者からは徴収しない。

(各研修プログラムの実施届に記載された人数によって、費用を算出する。)

(2) 時間 9時00分～11時30分

13時00分～15時30分

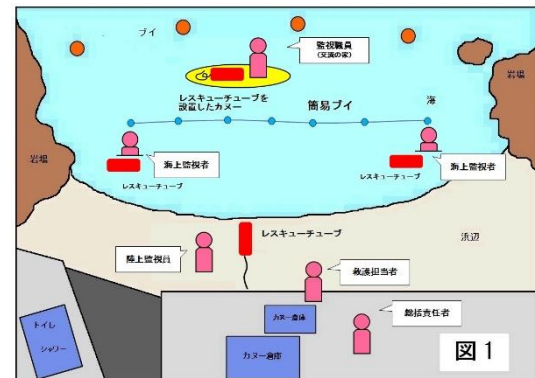
※1回の海中での活動時間は20分以内とし、休憩は必ず10分以上とる。

(3) 場所

交流の家から約1km離れた水泳場で、簡易ブイよりも岸側の範囲での遊泳可。

※海岸は、貝殻や漂着物が多数みられることから、素足での活動は厳禁とする。

(忘れた場合は研修不可)



総括責任者、指導担当者、救護担当者
(適切な場所に配置する)

6 実施時期

7月1日～8月31日

※午後からの活動は、WBGT（熱中症暑さ指数）が31℃を超える日が多く、中止となる場合がある。

7 実施の可否

(1) 判断時期

① 午前の部…8時40分 午後の部…12時40分
(いずれも研修当日)

② 活動実施中…随時

(2) 可否基準

以下の①～④の場合、活動を実施しない。

- ① 水温が20℃未満の場合
- ② 瞬間風速5m/s以上
- ③ 高波0.7m以上（白波が見受けられる状態）
- ④ 局地風（突風）がある場合

- ⑤ 台風の接近が予想できる場合
- ⑥ 強風注意報及び暴風警報が発表されている場合
- ⑦ 大雨注意報及び大雨警報が発表されている場合
- ⑧ 波浪注意報及び波浪警報が発表されている場合
- ⑨ 津波注意報及び津波警報が発表されている場合
- ⑩ 雷鳴がしている場合
- ⑪ 原則、熱中症暑さ指数（WBGT）31℃以上または気温 35℃以上の場合
- ⑫ その他、特に水泳に不適切と判断した場合

(3) 可否の確認・連絡方法

① 6 (1) ①の場合

団体は事務室窓口にて交流の家職員（以下「職員」）から可否確認を行う。

② 6 (1) ②の場合

ア 交流の家は監視を行う職員（以下「監視職員」）が活動を中止すると判断した場合、直ちに総括責任者に連絡する。

イ 交流の家所長が活動を中止すると判断した場合は、直ちに職員が監視職員を通じて総括責任者に連絡する。

7 準備物

- (1) 個人…水着 ビーチウェア（Tシャツ等）熱中症対策のための帽子 タオル
濡れてもよい靴（運動靴またはマリンシューズ）※サンダル等は不可、つま先とかかかとが両方覆われた靴
飲み物 ゴーグル、着替え（必要に応じて）
- (2) 引率者…ビーチウェア（Tシャツ等）熱中症対策のための帽子 タオル
濡れてもよい靴（運動靴またはマリンシューズ）※サンダル等は不可、つま先とかかかとが両方覆われた靴
飲み物 着替え（必要に応じて）
救急バッグ（貸出可） 熱中症対策によるタブレット（必要な場合）
 ※浮き輪やビーチボールを使用する場合は、活動範囲内での使用のみ許可する。
- (3) 交流の家（事務室）…<職員が運搬>（緊急時用）ハンドマイク 1 個
熱中症指数計 ホイッスル 3 個
AED（カッター艇庫から） 風速計
- (4) 交流の家（カヌー倉庫）…（救助用）救助用カヌー 1 艇 救命胴衣 水温計
レスキューチューブ 4 つ エマージェンシーロープ 2 本

8 指導・安全管理

(1) 指導者の配置・人数・役割分担

研修中、監視職員 1 人を配置する。

研修は、「水泳研修」実施要領をもとに団体が、指導及び安全管理等を行う。なお、9（6）の指導については監視職員が行い、監視担当者はこれに従う。

(2) 引率者の配置・人数・役割分担（前ページ図 1 参照）

団体は次の役割を担う。（小規模の団体は担当を兼ねることができる。）

① 総括責任者（全体の総括・指導）・・・ 1 人

※実際の引率指導に当たっている団長（学校長、教頭、学年主任等で、社会的責任がとれる者）

② 指導担当者（用具の準備・後始末の指示、指導及び安全管理）・・・ 1 人以上

※事故があった場合救助に向かうため、ライフジャケットを着用する。

③ 陸上監視者（陸上からの監視・安全管理）・・・ 1 人

④ 海上監視者（簡易ブイ付近での監視・安全管理）・・・ 2 人

⑤ 救護担当者（健康観察・応急処置・AED設置場所の確認）・・・ 1 人以上

【留意事項】 ③と④、③と⑤、④と⑤は兼ねることはできない。



レスキューチューブ

(3) 緊急対応措置

気象条件の急変等への対応

- ① 監視職員は気象条件の急変を総括責任者に告げ、海上で活動している研修生を浜辺にあげさせるよう指導担当者に指示させる。
(津波の可能性がある場合には、研修生を指定の避難場所に向かわせる。)
- ② バディで互いの確認をさせるとともに、人数、名前の確認を行う。
- ③ 海上監視者は、全員があがったことを確かめ、最後にあがる。
- ④ 陸上監視者は、バディで互いの確認をさせるとともに、人数、名前の確認を行う。
- ⑤ 救護担当者に健康観察をさせる。
- ⑥ ③④⑤の状況を監視職員に報告する。
- ※⑦ 片付け等を済ませ、交流の家に引き返す。
※緊急を要する気象条件の変動があった場合は、速やかに避難させる。



避難場所(水泳場より 200m)

(4) 人命救助活動

事故が発生した場合は、次のとおり対応する。

- ① 監視職員：事故の状況を把握し、交流の家に連絡する。ただし、緊急時には、直接江田島消防署、江田島警察署、第六管区海上保安本部に連絡を入れ、その後交流の家に連絡をする。
- ② 総括責任者：事故の状況を把握し、監視職員に報告する。
- ③ 指導担当者：浜辺に設置したレスキューチューブで救助する。
- ④ 陸上監視者：事故の発生をホイッスル等で直ちに知らせ、ハンドマイクなどで全員陸に上がるよう指示し人数、名前を確認する。
- ⑤ 海上監視者：事故の発生をホイッスル等で直ちに知らせる。レスキューチューブ、エマージェンシーロープ等で救助活動を行う。
- ⑥ 救護担当者：応急処置を行う。

事故発生の連絡が交流の家にあった場合、所長は複数の職員を現場に派遣し、救助、応急処置に加わらせるとともに、搬送用の車を手配する。緊急時には、江田島消防署、江田島警察署、第六管区海上保安本部に連絡を入れる。(①で既に連絡済の場合、不要)

9 展 開

- (1) 「水泳研修実施届」及び「水泳研修参加者名簿(宿泊者名簿)」(以下「実施届等」)の提出
団体は実施届等に必要事項を記入し、入所日の10日前までに交流の家に提出をする。

(2) 事前打合せ

入所時に職員と団体引率者との打合せを行う

- ① 職員は研修生の健康状態に十分配慮し、体調不良者は水泳をさせないことを説明する。また、団体から提出された「実施届等」の変更の有無を聴取し、変更がある場合は修正する。2部コピーし、1部は監視職員に、もう1部は打合せ担当者を通じて指導担当者に渡す。(原本は交流の家事務室用)
- ② 「水泳研修」実施要領をもとに研修の実施方法、救助道具の使用法、安全管理等を説明する。

(3) 交流の家出発

(指導担当者)

- ① かんぼラジオ体操広場(雨天時：ピロティ)に班毎に整列させる。
- ② 救護担当者に健康観察を行わせる。
- ③ 実施届等で参加者、見学者、引率者の人数、名前を確認する。変更がある場合は実施届等を修正する。
- ⑤ 目的を説明する。
- ⑥ 班毎に2列縦隊で水泳場に引率する。(水泳場まで約1km)
※参加者の更衣場所は、宿泊棟を原則とする。使用できない場合は交流の家が指定した場所で更衣する。

(4) 水泳場到着

- ① 利用団体は、監視職員の指示により、カヌー倉庫から清掃道具、救助用カヌー1艇、救命胴衣(陸

上監視者・海上監視者用)、レスキューチューブ、エマージェンシーロープを出す。

- ② 海上監視者は、救命胴衣を着用し、簡易ブイ付近で待機する。(図1参照)
- ③ 陸上監視者は、救命胴衣を着用し、レスキューチューブを浜辺の所定の位置に設置する。(図1参照)
- ④ ②③の関係者以外の者は、浜辺の清掃をする。(10分程度)

(5) 健康観察、人数、名前の確認
(指導担当者)

- ① 浜辺に班毎に整列させて、バディ(3人以上も可)を組ませる。
- ② 救護担当者に健康観察をさせる。
- ③ 実施届等で参加者、見学者、引率者の人数、名前を確認する。変更がある場合は実施届等を修正し、監視職員に報告する。変更のない場合も、その旨報告する。(変更がある場合、監視職員は所持している実施届等を修正し、交流の家に連絡する。)

(6) 監視職員による指導

- ① 注意事項を説明する。

水辺活動は特に危険を伴い、事故は死につながるため、次の注意事項を確実に遵守し、実施すること。

- ・海中での活動は特に危険を伴い、事故は死につながる。
- ・バディ(3人以上も可)を組み、ともに行動する。
- ・必ず救命胴衣を着用する。
- ・海中での活動は20分以上続けられない。休憩は必ず10分以上とる。
- ・はだしになって活動をしてはいけない。
- ・担当者の指示に従い、悪ふざけや勝手な行動は絶対しない。
- ・体調が悪くなったら、早めに活動をやめ、救護担当者に連絡をする。
- ・体調不良者は水泳をしない。
- ・事故を目撃したり、ケイレン等が起きたりしたら直ちに大声で叫ぶ。
- ・原則、簡易ブイより岸側で活動する。
- ・休憩時間は海に入らない。
- ・見学者は海中での活動を行っている者をよく監視し、勝手な行動をしない。

- ② 準備運動をさせる。
- ③ 救命胴衣を着用させる。(個に適した大きさの物を使用する。紐をしっかりと締める。)
- ④ 班毎に、バディを組んで全員膝まで水に入れる。(手・顔・大腿・肩・胸の順に水をかけ、慣れたらゆっくり肩まで水につかる)
- ⑤ 救命胴衣着用時の浮き体験及び救助法等の説明をする。

(7) 団体による研修指導

(指導担当者)

- ① 班毎にかたまってもバディ同士でお互いを確認しあいながら、水泳を始めさせる。
- ② 休憩のため海から上がった時と休憩後海に入る時は、次のことを行う。
 - ア 班毎に整列させバディを組ませる。
 - イ バディ同士で互いの確認をさせるとともに、実施届等で参加者の人数、名前の確認をする。
 - ウ 救護担当者に健康観察をさせる。
 - エ イウの状況を監視職員に報告する。実施届等に変更がある場合は修正する。
(変更がある場合、監視職員は所持している実施届等を修正し、交流の家に連絡する。)

(8) 水泳研修後

(指導担当者)

- ① 浜辺に班毎に整列させバディを組ませる。
- ② バディ同士で互いの確認をさせるとともに、実施届等で参加者、見学者、引率者の人数、名前を確認する。
- ③ 救護担当者に健康観察をさせる。
 - ②③の状況を監視職員に報告する。(監視職員はその結果を交流の家に報告する。)
- ④ 整理運動をさせる。

- ・使用した救助用カヌー1艇を洗浄し、カヌー倉庫へ片づける。
 - ・救命胴衣、レスキューチューブ、エマージェンシーロープを洗浄し、カヌー倉庫に片付けさせる。
- ⑤ トイレの掃除をさせる。
 - ⑥ シャワーを浴びせさせる。
 - ⑦ ゴミ等は必ず持ち帰らせる。



トイレ・シャワー場

(9) 水泳場から交流の家へ出発

指導担当者が、参加者を整列させ、2列縦隊で交流の家へ引率する。

(10) 帰着

(指導担当者)

- ① 更衣等の諸連絡をし、解散する。
- ② 事務室に水泳研修が終わったことを報告し、退所前に請求書を受け取る。

10 連絡先

	一般電話番号	緊急通報用電話番号
江田島消防署 (救急係)	0823- 40-0358	119
江田島警察署	0823- 42-0110	110
第六管区海上保安本部	082 -251-5111	118
江田島青少年交流の家	0823- 42-0660 (代表)	
	0823- 42-0661 (プログラム担当係)	

